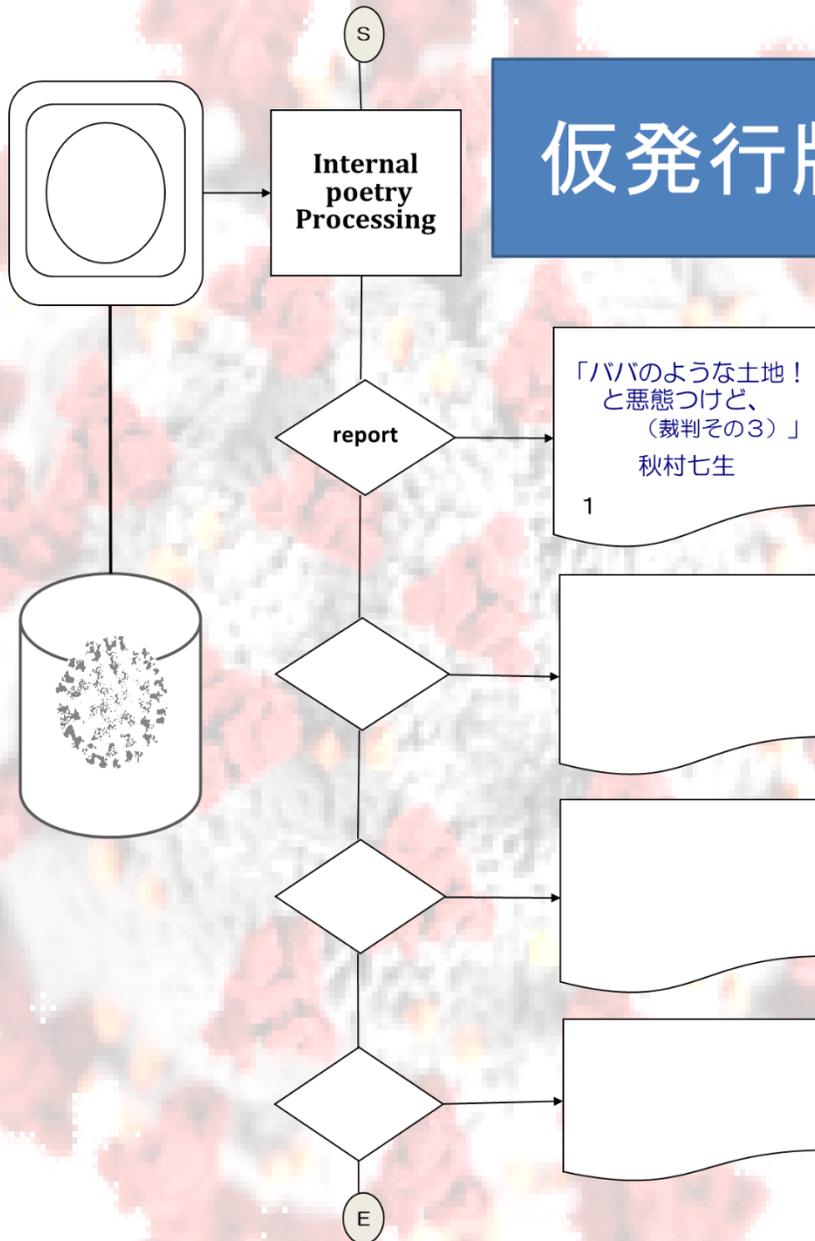


未来世界仕様書 Vol.22 Ver.1.0

仮発行版



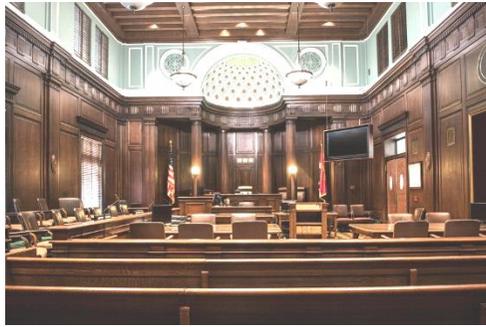
未来世界仕様書

V
o
l.
2
2

仮
発
行
版

パパのような土地たち！と悪態つけど、(裁判！3)

秋村七生



わが土地は、接道要件(2メートル以上)を満たさず再建築不可である。不動産鑑定、不動産買取り、不動産仲介のそれぞれの査定では、それぞれ350万、5万、値がつかず(売れません)である。

ところが、お役所による固定資産評価額は2000万円。

法律には、「固定資産評価は「時価(客観的交換価値)」と書いてある。

おかしい！

この差はなんだろう？

ということ、お役所への相談や審査申請の手順を踏んだ後、一昨年の夏に起こした裁判である。

前回昨年11月の号には、控訴したところまでを書いた。

その後期日があったが、結局、1回結審だった。

そして、2021年1月に判決。敗訴。想定どおり。

裁判というものは、勝たなければ意味がないとはよく聞く。しかし意味はあるだろう。なぜなら、たとえ敗訴であろうと意見を主張できる場である。そして同じ声がいくつもあつたのだ。同様の主張が増えれば点滴石を穿つ、と思うのである。

詳しいことは省くが、争点は次の3点とした。

対する裁判所の判決理由は後に載せる。

1. 最高裁は「評価額が時価を超えたら違法」と言う。しかし評価基準には時価を超えない評価の証明がない。客観的評価である不動産

産鑑定の提出を納税者に対して認めないのであれば、評価基準の客観的証明は必要である。証明のない評価基準は認められない。

補足だが、平成4年以降に7割評価となったため、係数の問題点が露見したと考える。以前は、基準地の2/3割と低率に対する課税だった為、適当な係数であっても時価を超えずに済んでいた。

たとえば基準地時価が1000万円、同面積の建築不可地の時価300万円だったとすると、基準地時価の3割に建築不可の係数0.9かけたら270万円だが、7割に0.9をかければ630万円となり、時価を超える。7割評価に変更した時点で係数の証明は必須であつたはずだ。

2. 建築不可地の補正率値は、根拠なき係数を根拠にして策定されている。それで、どうして時価を評価できるのか。(注：下限値の参考になっている無道路補正値0.6には一切根拠がない)

3. しかも前提が間違っている。敷地設定(買出し、借用)をすれば建築可能という実現度の低い前提を用い、敷地設定の工事費のみを減価している。しかし、市場では、そんな仮定で土地の値段を付けない！提出した鑑定・査定はごく一般的な不動産査定だが、隣の交渉の余地を入れた査定額が5万円である。実社会の価格形成要因を無視して、役所都合の補正係数を使うのは法律違反である(怒)

対する判決理由は、

1 平成4年の改正は、建築不可の補正値と直接関係ない。客観的証明は不要。一般的な合理性があればいい。

2 無道路地は基準地と比べて格安になるから0.6は一般的な合理性があり時価を評価できる。建築不可地の補正値も難しい順に3つ並んでいるから時価を評価できる。客観的裏付けが難しい場合は裏付けなくてもかまわない。

3 建築不可と断定できないから100%建築可能としてよい。減価係数は0.9でよい。

司法よ。いいのか！行政に甘くないか？

例えば、客観的裏付けが困難と言っているのはお役所。鵜呑みに

してよいのだろうか。証拠を重視するのが司法と思うが、証拠なくして、調査困難としている。ということは、結局、評価基準の係数に、客観性は不要と言っているのだ。

ちなみに、情報公開制度を使った資料取得を試みたが、難しいかどうかを検討した記録は、役所から出てこなかった。

判決理由の印象は、「控訴人の問いには答えずコミュニケーションがなりたたない司法。行政擁護の既存論をひとり繰り返し、並べる司法」である。敗訴するとそう感じるものなのか、それとも実際に司法はそういうものなのでしょうか。

残るは上告、最高裁判所への訴えとなった。

控訴の時と同じように、申立て書を2週間以内に出し、理由は後にした。提出先は控訴した高裁である。申立て費用は一審の2倍の2000円。切手の構成も変わった。

申立て書が受理されると受理通知が送られてくるので、通知到着の翌日から起算して50日以内に理由書を出す。控訴判決から最大9週間以上の時間があるのだが、はっきり言って難しかった。

というのも、3審目は法律審だからだ。しかも2種類ある。「上告」と「上告受理申立て」である。上告は憲法違反を訴える。上告受理申立ては、最高裁判例違反や法律違反を訴えるものだ。

どちらか一方でも両方訴えてもよいのだが、憲法、法律、判例というカードを次々に切って、控訴判決に、憲法違反、最高裁判例違反、違法があることを証明しなければならぬ。基本的な法律知識が必要で、かつ、判例の探し方や読み方を知っていなければならぬ。素人では、どのカードを切るかという選択以前に、カードを持ち合わせていない。探し方、読み方も分らないのである。

更に理由は型が決まっている。初めてだと、何が書いていいことで、何が書いてはいけないことなのか、判断がつかないのだから、いちおう、ネットでサンプルをいくつか確認したのだが、読んでフムフムと思うても、いざ自分で書くときからなくなった。

ダメだ。カケナイと弱音を吐きながらも、支援者の方にアドバ

イスをいただき、上告、上告受理の両方についてなんとか形にし、期限内に提出した。

しかし提出したからといって安心はできない。高裁で形式チェックがあるという。外れていけば不受理となる。そうなれば理由書自体、裁判記録に保管されないとと思われる。時間をかけて書いたのにそれは悲しい。それとも不受理の証拠として保管するのだろうか。

形式チェックを通過し最高裁に送られたとして、聞いたことには、ほとんどの事件は「理由なしの棄却」となり、3行くらいの棄却通知が来て終わりという。

考えてみるに、最高裁判事は十四人。全国からの訴えをこなすわけだから膨大な量になるだろう。わが分類コードだけでも年間100を超えそうだ。他分類だって40以上あるわけだから、上告か上告受理申立てのどちらかしか出さないとしても、年間4000件以上になりそうだ。月に350件として単純に十四人で割っても25件。実際は小法廷・大法廷は3人以上・9人以上で審議することになっっているのだから、それを勘案すると一人月80件になる計算だ。1審、2審の厚い資料もついてくる。

やはり取捨選択は必要に違いない。もしかしたら、形式以外にも高裁でフィルターをかけるかもしれないし、最高裁に訴状が移った後も、判事本人の登壇は最後の最後で、それを法定審議に乗せるか具申する「下読み人」がいるかもしれないなあとも思う。実際のところはどんな仕組みなのでしょう。

今回の目標は、訴えが記録され、蓄積のひとつとなることであるが、実際のところどこまで行けば記録されるのか筆者は未確認だ。

学生期以来の深夜向机でフラフラとなったが、この3年を通じておかしかったことは盛り込んだ。そういう意味では集大成（大げさ）だ。国民ならおかしと思うことばかり。と思うのだがどうだろうか？以降に上告理由①②③を載せる。

一、上告・憲法違反3点

① 客観証明のない補正係数を認める原判決は、過剰課税の可能性を含み、財産保証を謳う憲法29①に抵触する。

② 評価基準は評価人差のないことでは平等と言えるが、補正係数の品質面で不平等が内在する。形のよい売れ筋の土地は高品質評価で優遇され、売ることさえ難しい建築不可地には根拠のない係数を使う。原判決は、平等な品質の固定資産評価を受ける権利に反するものであり憲法14①に抵触する。また、そのような基準は、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとする憲法15②にも抵触する。

③ 評価基準の補正係数瑕疵について、国民が証明できないシステムが司法により構築されている。権力側(行政)の瑕疵について、国民が証明できないシステムを権力(司法)が構築することは、結果的にはあっても国民主権の憲法に反し、憲法13条の国政における国民の権利の尊重に反する。

最後の③を説明すると、今回のような固定資産評価審査結果取消請求訴訟(固定資産評価額への不服訴訟。不服を市の審査委員会に申し立て、その審査結果に対する不服がある場合に審査結果の取消を求める訴訟)には、判事が使う判断の枠組みがある。それはこういうものだ。

「評価基準は地方税法388条の総務大臣の策定・告示によるから、
 *評価方法に一般的な合理性があれば、かつ、
 *評価基準が正しく適用されていれば、かつ、
 *評価基準で評価できない特別な事情がないならば、
 評価結果は正しいと推認する」

参考に枠組みのルーツを書く。筆者調べでは平成8年にさかのぼる。それに先立つ二十数年前の平成6年には7割評価となつて初めての評価替えがあった。その審査結果取消のひとつを扱った東京地裁平成8年9月11日が始まりである。その後、東京地裁でこの枠組みの前身が実績を積み、平成15年から3つの最高裁判例で確立、

そして全国展開された。最初の最高裁判決から数えれば15年以上を経たスタンダードの枠組みとなっている。

しかし、長く使われているからといって、筆者は、この枠組みは正当でもなく公正でもないと考え。理由を以下に述べる。

ひとつは、正しさの根拠に総務大臣を持つてきていることだ。ここでいう総務大臣とは、善意行政を表すようである。しかし、善意があれば間違いはないのか。評価基準は、国民の財産を数値で評価する係数だ。主観的つまり、あいまいな根拠では適切と言えない。常識的に客観性・透明性ある根拠が必要と考える。

もう一つの理由は「一般的合理性」を用いていることだ。「一般的」を冠することからこれもあいまいと想像がつく。「形の悪い土地はよい土地に比べて安い」類の合理性である。よく言えば定性的と言おうか。しかし評価結果は数値である。その数値が、違法か否かという判断(時価を超えるか否か)に、定性合理を用いるのである。

係数が0.9であつたらどうなるか考えてみよう。例えば建築困難係数が0.9ではなく0.5(建築できる土地の半値)だったら、7割評価であつても時価を超える。次の計算をすれば明らかだ。0.7×0.9=0.63 これでは建築できる土地の6割3分である。時価より高く法律違反となる。

しかし、司法の枠組みを適用すれば、建築不可地は建築できる土地よりは安いという一般的な合理性があるため、すべての条件をクリアしてしまふ。その結果「正しい」(時価を超えていない)と推認されるのである。

法律は字面通りに運用するものと思つているのだが、その遂行を妨げる枠組みである。よつて正当でも公正でもない。

この欠陥を司法や行政が認識していないはずはない。それにも関わらず、係数の客観的証明を不要とすることは、いわばデキレースなのだと思える。

つまり法律には建前と本音があるということになる。国民の代表者たちはその権力を活かして民主主義を追求しているとばかり思つ

ていたのだが……。本音と建て前のような構成は、見た目と中身が異なるという点で民を欺く。よって民主主義にふさわしいとは思えない。

また、三権の残りである立法には、固定資産評価の不備は、関心なき問題となっている。大勢が大声に叫んでいる問題ではないし、政党としての目下の関心事でもないということだ。よって、同じく不動産でも、空き家問題は取り上げているが、固定資産評価の問題は取り上げていない。

ちなみに筆者は固定資産評価にいくつかの政党に質問を送ってみたが、もつとも早く回答が来たのは共産党だった。本件に有益な情報はなかったが、好印象は禁じ得ない。一方、与党自民党からは完無視という結果であった。

ところで、先に挙げた枠組みを覆すことはできるだろうか。例えば、納税者が係数の誤りを証明できれば、覆るかもしれない。しかし、結論として、できないようになっていく。司法が、意図をもってできなくしている（と筆者は解釈している）。

最高裁は、納税者側の不動産鑑定を否定しているからだ。不動産鑑定は、行政で標準地価格決定に使う客観性のある評価である。有資格者によって行われる。しかし、司法は、納税者には認めない。「大量評価をこなさねばならない行政には逐一反論する暇がない」との理由だ。「その代わり評価基準で評価できない特別な事情を提示したら考えてやる」とした。だが前述のとおり、特別な事情でとらえられない場合が存在する。それは、評価基準の瑕疵というものである。

では、専門家の鑑定を否定されても、係数の誤り（瑕疵）を、納税者は証明できるだろうか。例えば、広域データを用いた統計処理はどうだろうか。

これらも、納税者には不可能である。

土地の売買データは行政が持つっており、個人情報を含むため一般人が入手することはできない。

例えば、国土交通省で公開している情報をみても、地番や地形の詳細までは分からない。地番だけでも分かれば、その土地の評価額と突き合わせる事ができるのに。もつとも年に数日の評価額公開期間にしかチャンスしかないのだが……

しかし、考えてみれば、本来こういった調査は、係数の策定にあたる行政が行うべき調査である。そして、調査結果や策定の考え方とともに国民に公開すべき事項である。ところが、情報公開制度を使っても、ごく一部の係数の調査結果が残っているだけで、大多数については何もないのである。

再度言う。行政は評価基準の正しさを証明していない。にもかかわらず評価基準が正しいと言っているのだ。

評価結果が時価を超えているのかいないのか、真のことを三権も知らない。また知る必要性も感じないようだ。知らないこと自体も認めない。言葉でもつともらしく見せる。これはちよつと怖い状態ではないだろうか。行政や司法の真は、客観的現実ではなく、別の所（威信とか安定収税とか）と思えてくる。

というように、推測した。しかし、これは民主主義の態度なのか疑問だ。海産物の不買に対し、本国政府は隣国へ科学的根拠に基づくよう抗議しているが、固定資産評価については行政や司法は科学を無視している。ダブルスタンダードではないだろうか。

繰り返すが、評価基準の係数や係数表について、策定根拠も思想も不明である。明確なのは標準地の7割り評価と係数をかけて評価するということだけである。土地形が標準から外れるほど安くなるという常識路線はあるとしても、外れるほど個々の価格差が大きくなる上に、売れない土地も出てくるだろう。それをどういう思想で係数に落とし込んだのか明らかにしてない。7割り評価との関係も不明である。決めたからには思想はあつたはずなのだが。

例えば「下限」。係数には下限がある。ということは、時価にも下限があることになるが、本当にそうなのか。役所の独自思想で設けた下限ではないだろうか。「下限を設けたとは何を意味するのか、君

らが察しなさい」ということか。この国らしいといえればそうなのかもしれない。そして、それでも疑問を持つ者には、司法の枠組みによつて、強引に、適切な時価だ、合法だ、とする。

しかし、このような対応は、民主主義国家としての国民の知性を軽んじているのではないだろうか。なぜ、「下限」は、最低限の管理費用の為に設けたとか、実は時価を超えることもあるのだとか、正直な説明をしないのだろうか。ブラックボックスを信じよと言うのはどういう料簡なのだろうか。憲法の教育の権利義務は何のためと考えているのだろうか。と思えてくるのだ。

策定思想が不透明なことで、20年も見直していない係数は、現時点で正しいかどうかも分からなくなっている。時代に合わない可能性は大いにある。建築不可地について言えば、市場との乖離を見るにつけ係数は間違っているとしか思えない。

まじめに法律に照らしてはいけけないのか? 「時価を超えたら違法」に実態を求めてはいけけないのだろうか。言行不一致、建前と本音は違ふと了解すべきなのか。いや、そんな民主主義はないだろう。

データはあるのに、行政は、評価基準を裏付けない。なぜなのか。地番による突合せだけでも相当のことができるのだが。時間が無いからではない。技術の問題でもない。別の問題である。

ここが民主主義の国と言うなら客観性・透明性は必要と筆者は、考える。そうでなければ民主主義であることの効果や利点は引き出せないだろう。客観的データに基づいてこそ、国民も代表も判断でき、最善の計画が立てられる。外交などには腹の探り合いや腹芸、言葉と行動の不一致が必要な場合があるのかもしれない。しかし、それを内に向けるなら国民と権力が乖離する。国民の力は無駄になるだけだ。と思う。

国民つまり主人公である私の財産を評価する基準の根拠を、何故隠す必要があるのだろうか。私が私に隠すのはおかしいことである。すべての国民に開示されていないなら、いわゆる独裁と何が違うのか分からない。根拠をさらしたら苦情が来ると恐れるのはおかしい話である。へんな司法判断の枠組みを作るより、苦情から改善へと

フィードバックするシステムをこそ頭をひねって作ればよいのではないだろうか。

話を戻そう。行政や司法は権力である。右に見たように、司法権力が、行政権力の瑕疵(評価基準の補正係数値の間違い)に対する国民の訴えを、権力を使って無効にしている。これでは、行政と司法という権力が協働で、恣意的な評価基準を作れることになってしまふ。これは、主権が国民にあること(憲法の前文)と反し、13条にも反する(ちよつと苦しいかもだけど)し、32条にも触れると感じ③を主張したわけである。

ただ、どこかで読んだ記憶があるのだが、社会の安定のためのトレードオフに何か許されているという。この枠組みがその一端かどうかは調べてはいない。ここでメモしておく。

もはや、情報処理技術も進みEBPMが推進されている時代だ。全国に一律適用する評価基準には客観的根拠をつけ、定期見直しをしよう!と筆者は主張する。

二、上告受理(最高裁判例違反、法律違反)

筆者が本件を通じて最も問題と思った「一般的な合理性」を取り上げ、固定資産評価審査取消訴訟における判断の枠組の欠陥を指摘することとした。最高裁判例違反として選挙取消の判例を用いた。

また、原判決の判決理由に逐次的に法律違反を述べた。

一般的合理性とは

裁判所の裁判例検索 (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) の統合検索で判例を調べた。(一般的な合理、一般的な合理、一般的に合理で検索)すべての判例が載っているわけではないが、裁判所のサイトなので、重要かつ主要なものは掲載がされていると判断した。分かったことは以下である。

「一般的合理性」とは、

- ① 行政訴訟の言葉である。(刑事や通常民事では出てこない)
- ② 公職選挙取消訴訟の最高裁判例昭和51年4月14日が使われた最初の判例である。
- ③ 固定資産評価訴訟では、平成8年9月11日東京地裁が最初である。
- ④ 平成15年、21年、25年に同訴訟の最高裁判例がある。最高裁判例後、全国の地裁高裁で使われるようになった。
- ⑤ ③は、「時価とは客観的交換価値」と判断した最高裁平成15年の一番である。

②以降③より前は、「一般的に合理」は公職選挙取消訴訟において使われており、他にも租税訴訟等で使われた例はあるも、東京地区にほぼ限られ、尚かつ、客観的裏付けのある議論が背景にあるか、定性的な事柄を言うために使っていた。

しかし、③以降、固取消訴訟での利用、乱用が始まる。③には争点が複数あった。それを、ひとつ(後の最高裁争点)に絞るために他を片づけた印象を持った。

また、この地裁判例③は、たくさんのことを詳しく検討しており、後の判例の标本となる様々な要素が入っていたと思う。(余談だが、最高裁判例といっても俗にいう、部下の研究を自分の名で出す教授よろしく、地裁の検討や判断を最高裁の名で発表するだけ?という考えがよぎってしまった。取捨選択やブラッシュアップもある司法上の単なる流れ作業なのだろうけど)

さて③は、土地評価の理想は個々の土地の鑑定としながらも、全国の土地の一律評価には基準が必要であり、ゆえに多寡は想定内とする。ただし、寡はよしとするが、多はまずいので、7割評価で余裕を持たせることに合理性があると言う。この辺はもつともと思う。

次にこの判例では、評価の妥当性が検討される。
ここでの判断枠組みは、

ア「評価基準の正しい適用」、

イ「評価基準の一般的合理性」、
ウ「標準地価格の妥当性」であった。
どのような検討がされていたかを次に述べる。

アは言わずもがなでさらつと流す。
イでは評価基準に定められている補正の手順に従い、

- a…路線価、
- b…評価基準の補正係数、
- c…建築制限の補正係数(わが土地と似ている)を検討する。

aは定性的な話であるのでいいとしても、bは係数表を「不合理なところはなない」の一言ですませてしまい、客観的な裏付けは確認しない。cは数字を含めて詳しく検討し被告に軍配を上げている。

aとcの判断をどう評価するかはにおいておくとして、bは大問題である。判決書の前段で時価を超えたらダメと再三自分で言っているにも関わらず、超えないことを客観的に何も証明せずに、一般的合理性があるから時価を超えない、としているのである。

「合理性」と「時価を超えない」はイコールではない。にもかかわらずイコールと言える理由を明らかにせず、司法がOKにしてしまうのは、主権者の国民に対して正しい振る舞いとは思えない。

この判断は、その後の東京地裁における同裁判官の類似判決で実績を積んだ後、別の裁判官が引継ぐ。そして7年後の平成15年に最高裁判例(③の枠組みウ「標準地価格の妥当性」を争点とした裁判)が出る。「一般的合理性」の記載はないが、最高裁決定をもって原審である下級裁判所の判断を確定させる効果があったのではないだろうか。枠組アやイ、特にイbの判断のことである。

この判断では、時価を評価するべき係数値に対して、根拠不要を許し、あいまいな一般的合理性を用いるのである。

そして同年しばらくして「一般的な合理性」が、取消訴訟の最高裁判例に登場する。一般的合理性は、ゆるぎない地位を獲得したものである。

・と筆者は分析した。「一般的な合理性」は、三審進行の隙間に隠れて批判される機会もなく地裁で育てられ、ある程度育ったと見るや、最高裁に移植されて固取消訴訟の花形ワードになったのである。最高裁がこう使ってしまったのは誰も批判できない。意図的なものだったのか、たまたまだったのかは不明である。

そこで、③より前の公職選挙取消訴訟や税務訴訟の判例と比較を用いて、固取消訴訟は一般的な合理性を乱用していると主張した。一般的な合理性の元祖である公職選挙取消訴訟の判例に違反しているとしたわけである。

◇

閑話休題、

「無道路地は標準の土地に比べると、利用に制限があるから格安。だから係数0.6は合理的。だから時価を超えていない」

あらためて、どう思いますか？ 皆様は、この判断を。

合理的で時価を超えないとまでは、いくらなんでも言えないのではないのでしょうか。確かに、割り引いた数字ですが、実際の係数が0.3なら0.6は違法です。なのに、根拠なく適法と言い切るのには不合理ではないでしょうか。

「一般的な合理性」でよいと司法がいうその心は？

客観証明をすると労力がかかって、他の大事な仕事ができないから司法は行政の手抜きに同意します、ということでしょうか。そんなアなア、せつかくの法律が、もつたない。法の支配が骨抜きになつてしまうのでは？ そのうち法を戴くことができなくなつてしまふのでは？ と思えてきます。

◇

法律違反の主張

次の3つの法律に原審は違反していると主張した。

- 一、地方税法341条5項 価格とは時価である
- 一、地方税法388条 総務大臣の任務
- 一、最高裁判例平成15年6月22日 時価とは客観的交換価値

違反は以下のとおり。主なもの3点あげる。

1. 総務大臣の策定・告示を評価基準の正しさの根拠にするのは、権威主義である。評価基準が地方税法の定め合格したものかを確認するのは法388条の義務である。民法に定める受任者の義務からも総務大臣は必要な資料（客観的裏付け）を提出しなければならぬ。これに言及せず一般的な合理性だけで判断する原審はこれら法律の解釈に重大な誤りがある。

2. 実例での裏付けは、固定資産評価が適正な時価を評価するものである以上、最後まで断念できないものである。しかも、審査手続も経ず不要とできるなら、行政の独善を安易に許す素地ができる。しかも、現在のシステムでは、いったん決まると係数の訂正が不可能である。この重大性を認識せずに、裏付けのない一般的な合理性を許す原審の判断は、関係法令の解釈に重大な誤りがある。

3. 補正係数の前提が、リアルな市場の考え方とは異なる。行政は、未来へ延びる時間軸のなかで敷地設定できる機会はいつかくるから、建築不可能ではないという考えである。しかし、リアルな市場はそんな考え方では値段をつけない。他人地との交渉の余地を残して買取査定額5万円というのがリアルな市場である。

（筆者・敷地設定ができてから、あるいは確実と証明された後に、建築可の評価にすればいいのだ。それが時価を超えない評価ということだろう）

なんでも盛り込んだ感否めないが、書かないより書く方が後悔を残さないと思い書くことにした。

さて、このレポート書いている間に、高裁にきいてみた。到着した書類のたどる道筋を。

高裁の事務官も地裁と同じくたいへん親切だ。

「上告や上告受理の書類が、これまでの裁判記録とともに最高裁に送られる。最高裁からの通知を待て」ということだった。おおよそひと月からひと月半程度はかかるそうだ。

最高裁判所に我が申立てはいちおう送ってもらえそうだ。

そして、先ほど、最高裁から記録到達通知書が来た。

次回へつづく

*素人の本人訴訟レポートです。用語や解釈の誤りなどあればご指摘いただけると幸いです。

未来世界仕様書は文芸雑誌です
お気づきの点がありましたら下記までお知らせください

未来世界仕様書 Vol.22 仮発行版

発行:丘乃恵

2021年5月16日

Mail: mgz_miraisekai_shiyosho_100523@yahoo.co.jp

Twitter: @OkaNoMegumi